

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																																									
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できません。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額バック (らくらくバック及びデータSバック (小容量) は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくバック又はデータSバック (小容量) の適用を受けていない場合に限り) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額バックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～チ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第2 付加機能</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (カッコ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>番号認証機能</td> <td>1 接続先グループごとに</td> <td>200 円(216 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等</td> <td> <p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した</p> </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できません。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額バック (らくらくバック及びデータSバック (小容量) は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくバック又はデータSバック (小容量) の適用を受けていない場合に限り) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額バックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～チ (略)</p>	(略)	(略)	区分	単位	料金額 (月額)	次の税抜額 (カッコ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	番号認証機能	1 接続先グループごとに	200 円(216 円)	通信料の適用		(略)	(略)	(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(1) X i の基本使用料の適用</td> <td> <p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できません。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額バック (らくらくバック、データSバック (小容量) 、シェアバック10 (小容量) 及びビジネスシェアバック10 は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくバック又はデータSバック (小容量) の適用を受けていない場合に限り) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額バックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～チ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第2 付加機能</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 60%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (カッコ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等</td> <td> <p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累</p> </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できません。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額バック (らくらくバック、データSバック (小容量) 、シェアバック10 (小容量) 及びビジネスシェアバック10 は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくバック又はデータSバック (小容量) の適用を受けていない場合に限り) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額バックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～チ (略)</p>	(略)	(略)	区分	単位	料金額 (月額)	次の税抜額 (カッコ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	通信料の適用		(略)	(略)	(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累</p>
基本使用料の適用																																										
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できません。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額バック (らくらくバック及びデータSバック (小容量) は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくバック又はデータSバック (小容量) の適用を受けていない場合に限り) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額バックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～チ (略)</p>																																									
(略)	(略)																																									
区分	単位	料金額 (月額)																																								
		次の税抜額 (カッコ内は税込額)																																								
(略)	(略)	(略)																																								
番号認証機能	1 接続先グループごとに	200 円(216 円)																																								
通信料の適用																																										
(略)	(略)																																									
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累計額 (料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した</p>																																									
基本使用料の適用																																										
(1) X i の基本使用料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランは、次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たしている場合に限り選択できません。</p> <p>(ア) そのX i について、第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の2に規定するデータ定額バック (らくらくバック、データSバック (小容量) 、シェアバック10 (小容量) 及びビジネスシェアバック10 は除きます。以下この欄において同じとします。) のいずれかを選択していること。</p> <p>(イ) そのX i (らくらくバック又はデータSバック (小容量) の適用を受けていない場合に限り) が、共有対象回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) となる場合であって、その共有回線群 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) に係る共有代表回線 (第3 (通信料) の1 (適用) の(8)の3に規定するものをいいます。) の契約者がデータ定額バックのいずれかを選択していること。</p> <p>ウ～チ (略)</p>																																									
(略)	(略)																																									
区分	単位	料金額 (月額)																																								
		次の税抜額 (カッコ内は税込額)																																								
(略)	(略)	(略)																																								
通信料の適用																																										
(略)	(略)																																									
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、その月間累</p>																																									

通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い(以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

1 契約ごとに

区分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限回線数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェア パック	シェアパック5 (小 容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	20
	(略)	(略)	(略)	(略)
ビジネスシェア パック	ビジネスシェアパック 5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	5
	(略)	(略)	(略)	(略)

イ〜ト (略)

(略)

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
	シェアパック5 (小容量) 及びビジネスシェア パック5 (小容量)	(略)
72 か月超え 96 か月まで	—	(略)
96 か月超え 120 か月まで	—	(略)
120 か月超え 180 か月まで	600円	(略)
180 か月超	800円	(略)

(イ) (略)

イ〜エ (略)

(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX iが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i又はFOMAに限り適用します。

区分	割引額

信料の適用等

計額(料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。)に代えて、その定額通信料を適用する取扱い(以下「データ定額パック」といいます。)を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

1 契約ごとに

区分		定額通信料 (月額)	定額上限デ ータ量	上限回線数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェア アパック				
	(略)	(略)	(略)	(略)
ビジネスシェア パック				
	(略)	(略)	(略)	(略)

イ〜ト (略)

(略)

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

(イ) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額 (月額)	
72 か月超え 96 か月まで		(略)
96 か月超え 120 か月まで		(略)
120 か月超え 180 か月まで		(略)
180 か月超		(略)

(イ) (略)

イ〜エ (略)

(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック((8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているX iが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX iが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX iに限り適用します。

区分	割引額	対象契約に係る	
			対象契約に係る基

		対象契約に係る基本 使用料の料金種別 がドコモ光ミコであるもの	対象契約に係る基本 使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの			本使用料の料金 種別がマンションタイプであるもの	基本使用料の 料金種別がマンションタイプ以外 のもの
シングルパック	データMパック（標準）	500円	(略)	(略)	シングルパック	データMパック（標準）	(略)	(略)
	データLパック（大容量）	500円	(略)	(略)		データLパック（大容量）	(略)	(略)
ファミリーシェアパック	シェアパック5（小容量）	500円	800円	800円	ファミリーシェアパック			
	シェアパック10（小容量）	500円	(略)	(略)		シェアパック10（小容量）	(略)	(略)
	シェアパック15（標準）	500円	(略)	(略)		シェアパック15（標準）	(略)	(略)
	シェアパック20（大容量）	500円	(略)	(略)		シェアパック20（大容量）	(略)	(略)
	シェアパック30（大容量）	500円	(略)	(略)		シェアパック30（大容量）	(略)	(略)
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円	800円	ビジネスシェアパック			
	ビジネスシェアパック10	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック10	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック15	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック15	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック20	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック20	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック30	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック30	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック50	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック50	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック70	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック70	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック100	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック100	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック150	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック150	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック200	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック200	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック250	500円	(略)	(略)		ビジネスシェアパック250	(略)	(略)
ビジネスシェアパック300	500円	(略)	(略)	ビジネスシェアパック300	(略)	(略)		

ビジネスシェアパック400	500円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック500	500円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック700	500円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック1000	500円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック1500	500円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック2000	500円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック3000	500円	(略)	(略)

イ (略)

ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。

エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合、又は1の指定X i 等に係るIP通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

カ (略)

ビジネスシェアパック400		(略)	(略)
ビジネスシェアパック500		(略)	(略)
ビジネスシェアパック700		(略)	(略)
ビジネスシェアパック1000		(略)	(略)
ビジネスシェアパック1500		(略)	(略)
ビジネスシェアパック2000		(略)	(略)
ビジネスシェアパック3000		(略)	(略)

イ (略)

ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。

エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る基本使用料の料金額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がマンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

カ (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
31 番号認証機能（ドコモ認証オプション） 第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約者 （専用回線等接続サービス契約約款に規定するものを）	(1) X i 又はX i ユビキタス（第2種X i ユビキタス契約に係るものに限ります。）に限り提供します。 (2) この機能の提供を受けているX i は、第11種接続装置に

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)

いいます。以下この欄において同じとします。)からの請求に基づき、この機能の利用のために当社が登録した認証回線(専用回線等接続サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)により、当該ビジネス mopera 契約に係る接続点を經由して、その認証回線に係る専用回線等(専用回線等接続サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)へ接続できるようにする機能をいいます。

に係るビジネス mopera 契約者がそのX iに係る通信を切断するための情報を自動的に受信するものとします。

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
南・北アメリカ地方 カナダ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Rogers Communications Canada Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
南・北アメリカ地方 カナダ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Rogers Communications Partnership	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 2 月 22 日経企第 1822 号)  
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。  
(経過措置)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(番号認証機能の適用に関する特例)

3 この附則実施の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、タイプ 1 の第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定する第 4 種接続装置に係る契約を締結している者が、新たに当社と締結するものであって、その第 4 種接続装置に係る区分と同一であると当社が認める 1 の契約に限ります。）の接続先グループに係る番号認証機能（別表 2（付加機能）に規定するものをいいます。）の提供を受けている場合であって、第 11 種接続装置に係る契約者から附則第 1822 号（平成 28 年 2 月 22 日）第 5 項に規定する指定があったときは、その接続先グループに係る番号認証機能の提供を受けた日を含む暦月から 12 暦月の間、その支払いを要しません。

4 当社は、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定を廃止します。

(1) X i 契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 番号認証機能の廃止があったとき。

(3) 第 11 種接続装置に係る料金及び工事費の適用に関する特例を受けている第 11 種接続装置に係る接続先グループに係る登録を削除したとき。

(4) その第 11 種接続装置に係る料金及び工事費の適用に関する特例の廃止があったとき。

(その他)

5 経企第 1689 号（平成 28 年 1 月 20 日）の附則第 3 項第 3 号を次のように改めます。

(3) ファミリーシングルパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいい、データ S パック（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）又はファミリーシェアパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいい、シェアパック 5（小容量）及びシェアパック 10（小容量）を除きます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第14章 (略)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用																												
(略)	(略)																											
(7)の3 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">定額通信料（月額）</th> <th style="width: 15%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 15%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ファミリーシェアパック</td> <td>シェアパック5（小容量） 6,500円（7,020円）</td> <td>5GB</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック</td> <td>ビジネスシェアパック5（小容量） 6,500円（7,020円）</td> <td>5GB</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ト (略)</p>				区分	定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	ファミリーシェアパック	シェアパック5（小容量） 6,500円（7,020円）	5GB	20		(略)	(略)	(略)	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5（小容量） 6,500円（7,020円）	5GB	5		(略)	(略)	(略)
区分	定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
ファミリーシェアパック	シェアパック5（小容量） 6,500円（7,020円）	5GB	20																									
	(略)	(略)	(略)																									
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5（小容量） 6,500円（7,020円）	5GB	5																									
	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)																											

[ 現 行 ]

第1章～第14章 (略)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用																												
(略)	(略)																											
(7)の3 データ通信モードの定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">定額通信料（月額）</th> <th style="width: 15%;">定額上限データ量</th> <th style="width: 15%;">上限回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ファミリーシェアパック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ト (略)</p>				区分	定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数	(略)	(略)	(略)	(略)	ファミリーシェアパック					(略)	(略)	(略)	ビジネスシェアパック					(略)	(略)	(略)
区分	定額通信料（月額）	定額上限データ量	上限回線数																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
ファミリーシェアパック																												
	(略)	(略)	(略)																									
ビジネスシェアパック																												
	(略)	(略)	(略)																									
(略)	(略)																											



<p>(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用</p>	<p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているF O M Aに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="313 191 1086 430"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="2">定額料の減額(月額)</th> </tr> <tr> <th>シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72か月超え96か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>600円</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>800円</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略) イ～エ (略)</p>	経過期間	定額料の減額(月額)		シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)	(略)	72か月超え96か月まで	—	(略)	96か月超え120か月まで	—	(略)	120か月超え180か月まで	600円	(略)	180か月超	800円	(略)	<p>(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用</p>	<p>ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているF O M Aに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>(イ) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1355 191 2128 430"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="2">定額料の減額(月額)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72か月超え96か月まで</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略) イ～エ (略)</p>	経過期間	定額料の減額(月額)			(略)	72か月超え96か月まで		(略)	96か月超え120か月まで		(略)	120か月超え180か月まで		(略)	180か月超		(略)													
経過期間	定額料の減額(月額)																																																	
	シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)	(略)																																																
72か月超え96か月まで	—	(略)																																																
96か月超え120か月まで	—	(略)																																																
120か月超え180か月まで	600円	(略)																																																
180か月超	800円	(略)																																																
経過期間	定額料の減額(月額)																																																	
		(略)																																																
72か月超え96か月まで		(略)																																																
96か月超え120か月まで		(略)																																																
120か月超え180か月まで		(略)																																																
180か月超		(略)																																																
<p>(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用</p>	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック((7)の3に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているF O M Aが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するF O M Aが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" data-bbox="313 877 1086 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">割引額</th> </tr> <tr> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの</th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</th> <th>それ以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングルパック</td> <td>データMパック(標準)</td> <td>500円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>データLパック(大容量)</td> <td>500円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリー</td> <td>シェアパック5(小容量)</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>シェアパック10(小容量)</td> <td>500円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引額			対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの	シングルパック	データMパック(標準)	500円	(略)	(略)		データLパック(大容量)	500円	(略)	(略)	ファミリー	シェアパック5(小容量)	500円	800円	800円	シェアパック10(小容量)	500円	(略)	(略)	<p>(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用</p>	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック((7)の3に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているF O M Aが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するF O M Aが特定X i等(I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること(以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i等に係るI P通信網契約(契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1355 877 2128 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">割引額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">シングルパック</td> <td>データMパック(標準)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データLパック(大容量)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シェアパック10(小容量)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割引額				対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外のもの	シングルパック	データMパック(標準)	(略)	(略)	データLパック(大容量)	(略)	(略)	ファミリー				シェアパック10(小容量)	(略)	(略)
区分	割引額																																																	
	対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																																															
シングルパック	データMパック(標準)	500円	(略)	(略)																																														
	データLパック(大容量)	500円	(略)	(略)																																														
ファミリー	シェアパック5(小容量)	500円	800円	800円																																														
	シェアパック10(小容量)	500円	(略)	(略)																																														
区分	割引額																																																	
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外のもの																																															
シングルパック	データMパック(標準)	(略)	(略)																																															
	データLパック(大容量)	(略)	(略)																																															
ファミリー																																																		
	シェアパック10(小容量)	(略)	(略)																																															

ー シ エ ア パ ッ ク	シェアパック 15 (標準)	500 円	(略)	(略)
	シェアパック 20 (大容量)	500 円	(略)	(略)
	シェアパック 30 (大容量)	500 円	(略)	(略)
ビ ジ ネ ス シ エ ア パ ッ ク	ビジネスシェアパック 5	500 円	800 円	800 円
	ビジネスシェアパック 10	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 15	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 20	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 30	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 50	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 70	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 100	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 150	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 200	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 250	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 300	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 400	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 500	500 円	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 700	500 円	(略)	(略)
ビジネスシェアパック 1000	500 円	(略)	(略)	
ビジネスシェアパック 1500	500 円	(略)	(略)	
ビジネスシェアパック 2000	500 円	(略)	(略)	
ビジネスシェアパック 3000	500 円	(略)	(略)	

イ (略)

ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この

ー シ エ ア パ ッ ク	シェアパック 15 (標準)	(略)	(略)
	シェアパック 20 (大容量)	(略)	(略)
	シェアパック 30 (大容量)	(略)	(略)
ビ ジ ネ ス シ エ ア パ ッ ク	ビジネスシェアパック 10	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 15	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 20	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 30	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 50	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 70	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 100	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 150	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 200	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 250	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 300	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 400	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 500	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 700	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック 1000	(略)	(略)
ビジネスシェアパック 1500	(略)	(略)	
ビジネスシェアパック 2000	(略)	(略)	
ビジネスシェアパック 3000	(略)	(略)	

イ (略)

ウ イの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料を日割しない場合であって、対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定に準じて、対象契約の基本使用料を日割りする日数に応じてアに規定する割引額を日割りして適用します。この

場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。

エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別を選択している期間、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合、又は1の指定X i 等に係るIP通信網契約について、複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る本割引の割引額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がドコモ光ミニとなる期間、マンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

カ（略）

2（略）

第4～第7（略）

第2表～第7表（略）

別表1～別表8（略）

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カナダ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、アに規定する割引額を日割して適用します。

エ イ又はウの規定によるほか、データ定額パックの定額通信料及び対象契約の基本使用料を日割して適用するときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、割引条件を満たしている日数に応じてアに規定する割引額を日割して適用します。この場合において、対象契約に複数の基本使用料の料金種別が選択されている場合には、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、マンションタイプに係る基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

オ イからエの規定によるほか、本割引を適用する料金月において、複数の指定X i 等がある場合は、各料金月における割引条件を満たしている期間に係る各々の日について、対象契約に係る基本使用料の料金額が最も高額となる料金種別を判定し、その料金種別がマンションタイプとなる期間又はそれ以外となる期間ごとに、当社が定める方法により、アに規定する割引額を日割して適用します。

カ（略）

2（略）

第4～第7（略）

第2表～第7表（略）

別表1～別表8（略）

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	カナダ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		Rogers Communications Canada Inc.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

		Rogers Communications Partnership	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 2 月 22 日経企第 1822 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 10 (略)

無 線 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]					
<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 4 (略)</p>	<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 4 (略)</p>					
<p>別表 5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="98 450 1097 718"><thead><tr><th data-bbox="98 450 1097 520">事 業 者 名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="98 520 1097 651">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="98 651 1097 718"><u>CGNS Ltd</u></td></tr></tbody></table>	事 業 者 名	(略)	<u>CGNS Ltd</u>	<p>別表 5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="1133 450 2132 718"><thead><tr><th data-bbox="1133 450 2132 520">事 業 者 名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1133 520 2132 718">(略)</td></tr></tbody></table>	事 業 者 名	(略)
事 業 者 名						
(略)						
<u>CGNS Ltd</u>						
事 業 者 名						
(略)						
<p>附 則 (平成 28 年 2 月 22 日経企第 1822 号) この改正規定は平成 28 年 3 月 1 日から実施します。</p>						

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2商 (略)</p> <p>第3章 ビジネスmopera契約</p> <p>第7～第11条の3 (略)</p> <p><u>(接続先グループの指定等)</u></p> <p>第11条の4 第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、認証回線（当社が定める基準にしたがって契約者が選択したX i 又はF O M A（当該契約約款に規定する番号認証機能の提供を受けているものに限ります。）であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。）を使用して、第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ（第11種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。）を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、第11種接続装置に係るビジネス mopera 契約において、その接続先グループに係る全ての契約者の同意がない場合を除き、接続先グループに係る通信を行うために必要となる登録を行います。</p> <p>3 ビジネス mopera 契約者は、接続先グループの変更を請求することができます。この場合において、当社は、前2項の規定に準じて取り扱います。</p> <p>4 当社は、ビジネス mopera 契約者からの申出によるほか、第2項の規定に該当することが判明したときは、接続先グループに係る登録を削除します。</p> <p>5 当社は、前項の規定により接続先グループに係る登録を削除する場合は、あらかじめその旨を通知します。</p> <p>第12～第23条 (略)</p> <p>第3章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 第1 接続装置使用料 1 (略)</p> <p>2 料金額 2-1～2-8 (略) 2-9 第11種接続装置に係るもの 2-9-1 タイプ1に係るもの</p>	<p>第1章～第2商 (略)</p> <p>第3章 ビジネスmopera契約</p> <p>第7～第11条の3 (略)</p> <p>第12～第23条 (略)</p> <p>第3章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 第1 接続装置使用料 1 (略)</p> <p>2 料金額 2-1～2-8 (略) 2-9 第11種接続装置に係るもの 2-9-1 タイプ1に係るもの</p>
1 契約ごとに	1 契約ごとに

区分		料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	(略)	(略)
	I P 網接続用のもの	7,000 円 (7,560 円)

2-9-2 (略)

2-10~2-13 (略)

第2~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
7 代表機能（FOMAパケットアクセスセレクト/Xiデータアクセスセレクト） 2以上の同一の種類接続装置に係る専用回線等接続契約（同一の契約者に係るものに限り。）について、それらの契約者識別番号を代表する番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号に着信する通信があった場合に、いずれか1の専用回線等に接続することができるようにする機能をいいます。	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置（接続装置の区分がI P 網接続用のものを除きます。）に係るビジネスmopera サービスに限り提供します。 (2) ~ (4) (略)
(略)	(略)

区分		料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
接続装置	(略)	(略)

2-9-2 (略)

2-10~2-13 (略)

第2~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
(略)	(略)
7 代表機能（FOMAパケットアクセスセレクト/Xiデータアクセスセレクト） 2以上の同一の種類接続装置に係る専用回線等接続契約（同一の契約者に係るものに限り。）について、それらの契約者識別番号を代表する番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号に着信する通信があった場合に、いずれか1の専用回線等に接続することができるようにする機能をいいます。	(1) 第1種接続装置又は第11種接続装置に係るビジネスmopera サービスに限り提供します。 (2) ~ (4) (略)
(略)	(略)



<p>10 閉域接続機能</p> <p>専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービスの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限り。以下この欄において同じとします。）若しくは X i の契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。以下この欄において同じとします。）又は管理回線（第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した端末設備（同報グループに係る通信履歴等を確認することができるものをいいます。）との間に設定される電気通信回線をいいます。）との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1) 第 1 種接続装置若しくは第 4 種接続装置（センタ側課金機能の提供を受けているものに限り。以下この欄において同じとします。）又は第 10 種接続装置若しくは第 11 種接続装置（接続装置の区分が I P 網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。</p> <p>(2) ～(6)（略）</p>	<p>10 閉域接続機能</p> <p>専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した F O M A サービスの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限り。以下この欄において同じとします。）若しくは X i の契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。以下この欄において同じとします。）又は管理回線（第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した端末設備（同報グループに係る通信履歴等を確認することができるものをいいます。）との間に設定される電気通信回線をいいます。）との間の通信に限り、行うことができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1) 第 1 種接続装置若しくは第 4 種接続装置（センタ側課金機能の提供を受けているものに限り。以下この欄において同じとします。）又は第 10 種接続装置若しくは第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。</p> <p>(2) ～(6)（略）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>14 接続迂回機能（スタンバイオプション）</p> <p>専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線（以下この欄において「予備回線」といいます。）を接続するための機能をいいます。</p>	<p>(1) 第 1 種接続装置、第 9 種接続装置及び第 11 種接続装置（接続装置の区分が I P 網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものに限り。以下この欄において「予備回線」といいます。）を接続するための機能をいいます。</p> <p>(2) 第 1 種接続装置及び第 11 種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</p> <p>① タイプ 1 （基本インタフェース用のもの）</p> <p>② タイプ 2 （1 次群速度インタフェース用のもの）</p> <p>③ タイプ 3 （その他のインタフェース用（接続装置の区分が I P 網接続用のものを除きます。）のもの）</p> <p>(3) ～(4)（略）</p>	<p>14 接続迂回機能（スタンバイオプション）</p> <p>専用回線等との間の通信において通信の相手先との接続が確認できない場合等に利用するための電気通信回線（以下この欄において「予備回線」といいます。）を接続するための機能をいいます。</p>	<p>(1) 第 1 種接続装置、第 9 種接続装置及び第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービス（当社が別に定めるものに限り。以下この欄において「予備回線」といいます。）に限り提供します。</p> <p>(2)</p> <p>(2) 第 1 種接続装置及び第 11 種接続装置に係る接続迂回機能には次の種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</p> <p>① タイプ 1 （基本インタフェース用のもの）</p> <p>② タイプ 2 （1 次群速度インタフェース用のもの）</p> <p>③ タイプ 3 （その他のインタフェース用のもの）</p> <p>(3) ～(4)（略）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>23 アシスト情報送信機能</p> <p>指定 F O M A 等が、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限り。以下この欄において「予備回線」といいます。）に係る接続点との間の通信を行う間、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。）を送信する機能をいいます。</p>	<p>(1) 第 11 種接続装置（接続装置の区分が I P 網接続用のものを除きます。）に係るビジネス mopera サービス（6 欄に規定する接続先識別機能又は 14 欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>(2) ～(6)（略）</p>	<p>23 アシスト情報送信機能</p> <p>指定 F O M A 等が、第 11 種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限り。以下この欄において「予備回線」といいます。）に係る接続点との間の通信を行う間、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。）を送信する機能をいいます。</p>	<p>(1) 第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービス（6 欄に規定する接続先識別機能又は 14 欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>(2) ～(6)（略）</p>

別表3～別表4 (略)

附則(平成28年2月日経企第号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(第11種接続装置に係る料金及び工事費の適用に関する特例)

3 この附則実施の日から平成31年3月31日までの間において、当社は、第4種接続装置に係る契約を締結している者から請求があったときは、その契約者が新たに当社と締結するタイプ1の第11種接続装置に係る契約(その第4種接続装置に係る区分と同一であると当社が認める1の契約に限ります。)の次の料金及び工事費について、料金表の規定にかかわらず、適用しません。

(1) その第11種接続装置に係る契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日(当社が別に定める日までの間に限りま  
す。)を含む暦月から起算して12暦月の間の接続装置使用料。

(2) 契約事務手数料。

(3) その第11種接続装置の設置に係る工事費。

4 タイプ1の第11種接続装置に係る契約の解除又は接続装置の区分の変更があったときは、契約の解除又は変更があった日を含  
む暦月をもって、前項第1号の適用を廃止します。

5 第3項及び第4項の規定によるほか、第11種接続装置に係る料金及び工事費の適用に関する特例の適用を受ける契約者は、  
番号認証機能の適用に関する特例(Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。)の対象となるXiを、その第4種接続装  
置に係る認証方式の区分と同一であって、当社が認める数に限り指定することができます。

別表3～別表4 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]						
<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 通信</p> <p>第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 通信時間等の測定 (通信時間等の測定等)</p> <p>第 37 条の 2 I P 通信網契約に係る課金対象データ(契約者回線との間において伝送されるデータ(制御信号のうちデータとみなされるものを含まず。))をいいます。以下同じとします。)の情報は、当社の機器により測定します。</p> <p>2 課金対象データ量については、前項の規定により測定した情報量を、1 の契約ごとにそれぞれの 1 料金月(1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。))における総情報量について、10,240 バイトまでごとに 1 の課金対象データとして算出します。</p> <p>第 11 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事費 (料金及び工事費)</p> <p>第 38 条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、<u>通信料</u>、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第 1 表(料金)に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する I P 通信網サービスの工事費は、<u>料金表第 2 表(工事費)</u>に規定する工事費とします。ただし、<u>料金表第 2 表(工事費)</u>に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。</p> <p>(通信料の支払義務)</p> <p>第 39 条の 2 契約者は、次の通信について、第 47 条(通信時間等の測定等)の規定により測定した通信時間又は情報量と<u>料金表第 1 表第 2 の 2 (通信料)</u>の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。</p> <p><u>ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線から行った通信</td> <td>その契約者回線の契約者</td> </tr> <tr> <td>契約者回線へ着信した通信</td> <td>その契約者回線の契約者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の場合によるほか、I P 通信網契約の解除があった場合であって、当社が I P 通信網サービスに係る設備を撤去するまでの間に通信が行われたときは、契約者はその通信に関する料金についても支払いを要するものとします。</p>	種 類	提供条件	契約者回線から行った通信	その契約者回線の契約者	契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者	<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 通信</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>第 11 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事費 (料金及び工事費)</p> <p>第 38 条 当社が提供する I P 通信網サービスの料金は、基本使用料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、<u>料金表第 1 表(料金)</u>に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する I P 通信網サービスの工事費は、<u>料金表第 2 表(工事費)</u>に規定する工事費とします。ただし、<u>料金表第 2 表(工事費)</u>に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。</p>
種 類	提供条件						
契約者回線から行った通信	その契約者回線の契約者						
契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者						

第 12 章 (略)

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2 の 2（通信料）に規定する料金（I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3～4 (略)

(注) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

料金表

通則

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

第 1 基本使用料

基本使用料の適用											
(1) I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種契約に係るもの ①一般契約に係るもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東		(略)
	区分	基本使用料の料金種別									
	(略)	(略)									
プロバイダなしプラン	(略)										
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ／東										
	(略)										

第 12 章 (略)

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスに係る料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

3～4 (略)

料金表

通則

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月に従って計算します。

第 1 基本使用料

(1) I P 通信網契約の基本使用料の適用	ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第 1 種契約に係るもの ①一般契約に係るもの								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プロバイダなしプラン</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	(略)	(略)	プロバイダなしプラン	(略)		(略)
	区分	基本使用料の料金種別							
	(略)	(略)							
プロバイダなしプラン	(略)								
	(略)								

②定期契約に係るもの

区分	基本使用料の料金種別
(略)	(略)
プロバイダなしプラン	(略)
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東
	(略)

(イ) 第2種契約に係るもの

①一般契約に係るもの

区分	基本使用料の料金種別
(略)	(略)
プロバイダなしプラン	(略)
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西
	(略)

②定期契約に係るもの

区分	基本使用料の料金種別
(略)	(略)
プロバイダなしプラン	(略)
	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西
	(略)

イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。

ウ イの場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西及びドコモ光マンション単独タイプ/西であるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関するI P通信網契約に限り選択できます。

エ ウの場合によるほか、ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西（以下「ドコモ光ミニタイプ」といいます。）は第5条（I P通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が100Mタイプの場合に限り選択することができます。

オ ウ及びエの場合によるほか、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただけます。この場合において、タイプAはドコモnet機能又は当社が別に定めるプロバイダサービスを選択する場合に限り選択することができます。

カ オの場合において、契約者と提携サービスに係る契約者名義が異なるときは、その提携プロバイダ事業者により提供されるインターネットに接続するためのサービスに係る契約が提携サービスに係る契約となることについて、契約者はあらかじめその提携サービスに係る契約者の同意を得ていただきます。

②定期契約に係るもの

区分	基本使用料の料金種別
(略)	(略)
プロバイダなしプラン	(略)
	(略)

(イ) 第2種契約に係るもの

①一般契約に係るもの

区分	基本使用料の料金種別
(略)	(略)
プロバイダなしプラン	(略)
	(略)

②定期契約に係るもの

区分	基本使用料の料金種別
(略)	(略)
プロバイダなしプラン	(略)
	(略)

イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。この場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、ドコモ光マンションタイプA/東、ドコモ光マンションタイプB/東、ドコモ光マンション単独タイプ/東、ドコモ光マンションタイプA/西、ドコモ光マンションタイプB/西及びドコモ光マンション単独タイプ/西であるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関するI P通信網契約に限り選択できます。

ウ イの場合において、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただけます。この場合において、タイプAはドコモnet機能又は当社が別に定めるプロバイダサービスを選択する場合に限り選択することができます。

エ ウの場合において、契約者と提携サービスに係る契約者名義が異なるときは、その提携プロバイダ事業者により提供されるインターネットに接続するためのサービスに係る契約が提携サービスに係る契約となることについて、契約者はあらかじめその提携サービスに係る契約者の同意を得ていただきます。

	<p>キ〜コ（略）</p> <p>サ 契約者が、<u>ドコモ光ミニタイプ</u>以外の基本使用料の料金種別を選択している暦月において、その契約を解除（当社が別に定める場合を除きます。）したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>シ サの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、<u>ドコモ光ミニタイプを除く複数の基本使用料の料金種別の選択</u>があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、<u>ドコモ光ミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用</u>します。</p> <p>ス 契約者が基本使用料の料金種別を変更するときは、その申出と同時に料金種別の変更に係る工事の請求を行っていただく場合があります。この場合において、当社は、その工事が完了したことを確認したときに、基本使用料の料金種別を変更するものとします。</p> <p>（注）オに規定する当社が別に定めるプロバイダサービスは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>		<p>オ〜ク（略）</p> <p>ケ 契約者が、その契約を解除（当社が別に定める場合を除きます。）したときは、その契約の解除があった日を含む暦月の基本使用料について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>コ ケの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額のみを適用します。</p> <p>（注）ウに規定する当社が別に定めるプロバイダサービスは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

区分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	4,200円 (4,536円)
		(略)	(略)
定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	2,700円 (2,916円)
		(略)	(略)

2-2 第2種契約に係るもの

区分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	4,200円 (4,536円)
		(略)	(略)
定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
		ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	2,700円 (2,916円)
		(略)	(略)

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

区分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
			(略)
			(略)
定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
			(略)

2-2 第2種契約に係るもの

区分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
			(略)
定期契約に係るもの	(略)	(略)	(略)
	プロバイダなしプラン	(略)	(略)
			(略)

第2の2 通信料

1 適用

通信料の適用

通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西（以下「ドコモ光ミニ」といいます。）である契約者回線について、その回線と間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の料金は、1 料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。 ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東</td> <td>600 円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西</td> <td>600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、<u>上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 一般契約の解除と同時に定期契約を締結、定期契約の解除と同時に一般契約を締結、第1種契約の解除と同時に第2種契約を締結又は第2種契約の解除と同時に第1種契約を締結があったときは、その暦月においてドコモ光ミニを選択している期間の課金対象データ量を合算してアからウの規定を適用します。</p>	基本使用料の料金種別	控除可能額	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	600 円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	600 円	基本使用料の料金種別	上限額	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	3,000 円	ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	3,000 円
基本使用料の料金種別	控除可能額												
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	600 円												
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	600 円												
基本使用料の料金種別	上限額												
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	3,000 円												
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	3,000 円												

2 料金額

1 課金対象データごとに

料金種別	料金額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東	30 円（32.4 円）
ドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西	30 円（32.4 円）

附 則（平成 28 年 2 月 22 日経企第 1822 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。